

地域活性化起業人派遣企業マッチング支援業務仕様書

1. 業務名

地域活性化起業人派遣企業マッチング支援業務仕様書

2. 業務概要

総務省の人材派遣制度である「地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）（以下、本制度とする。）」を活用し、三大都市圏に所在する企業等の社員のかすみがうら市が取り組む事業への派遣事業を実施する。

本業務では、本制度の活用にむけ、受託者の企業間の関係性や人脈等を活かし、本市へ人材を派遣し地域課題の解決に伴走可能な企業とのマッチング支援に関する業務を民間事業者（以下、「受託者」とする。）へ委託する。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年7月31日まで

4. 業務内容

「かすみがうら市地域力創造推進プロジェクト」の趣旨目的に沿った人材派遣可能な企業とのマッチング支援を行うこと。

- (1) 企業に対する本市の事業および取り組みの紹介
- (2) 人材派遣可能な企業の新規開拓及び本市に対する派遣可能な企業のマッチング
- (3) 本市への派遣可能企業および、派遣候補者2名の提案（派遣元企業及び派遣者の選定にあたっては、市と協議のうえ決定すること。）
- (4) 派遣元企業との協定書に定める必要な事項に係る合意形成支援
- (5) 企業からの各種問合せへの対応
- (6) 前各項のほか、企業マッチングに資する支援

5. 成果物

- ・令和5年7月31日までに、実績報告書兼マッチング提案書（任意様式）を本市へ提出し承認を受けること。
- ・実績報告書兼マッチング提案書に記載すべき、必須項目は以下のとおりとする。その他、必要な項目は双方協議を行ったうえで、本市が決定する。
 - (1) 派遣可能企業の概要
 - (2) 派遣候補者（2名）の履歴書及び職務経歴書
 - (3) 派遣候補者の活動内容に関する提案

5. その他

- (1) マッチングした企業については、地域活性化起業人制度（企業人材派遣制度）推進要綱（令和3年3月30日付け総行応第78号）を遵守するよう指導すること。
- (2) 本業務委託の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (3) 受託者は、本市の承認を受けないで、再委託をしてはならない。
- (4) 業務内容の詳細は、プロポーザル実施時の企画提案の内容を基本とし、本市と協議して決定すること。
- (5) 業務の進捗に応じて、定期的に本市に報告を行うこと。
- (6) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、別紙1「かすみがうら市地域力創造推進プロジェクト運營業務委託仕様書」に基づき、本市と受託者双方が協議して定めるものとする。
- (7) 事業を実施し、疑義を生じた場合は、本市と協議し指示を受けるものとする。